

田中厚志議員に対する問責決議

市議会議員は市民から負託された市民の代表であり、憲法第15条において全体の奉仕者とされているように、その職責として住民福祉の向上と市政の発展に寄与することが求められている。このことを強く認識した上で、常に市民の声、地域の意見等を傾聴し、尊重しつつ、市議会の構成員として責任のある行動をとる中で、市民が疑惑や不信を抱くような行為を断じて慎むことにより、公務に対する市民の信頼を確保しなければならない。

また、議会は審議をするところであり、議員が会議に出席するのは権利であると同時に義務である。

しかしながら、田中厚志議員は、本年3月26日の平成31年第1回定例会最終日において、当日の朝、体調不良による会議欠席の連絡をしたにもかかわらず、夕方の方で私的な旅行をしていた。この日の会議は、予算等の議案の採決を行う重要な日であったが、正当な理由なく会議を欠席したものである。

また、本日の本会議の個人質問において、この件の謝罪を目的としたとしか考えられない10分に満たない稚拙な質問を行ったことは、戒告に対し何一つ反省も見られず、さらに議会の尊厳を踏みにじる許されない行為である。

さらに、公認をした大阪維新の会の公党としての責任も重大であり、厳しく問うものである。

よって、本市議会は、田中厚志議員に対し、議員としての責務を深く認識し、猛省を促し、議員として当然の倫理観を求めるとともに、その責任を強く問う。

以上のとおり決議する。

令和元年9月18日

松原市議会